(様式5)

最終更新日:令和3年10月29日

公益財団法人日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード < 中央競技団体向け > 遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://handball.or.jp/

審査項目			なものについては、次のベーシにて公開している。nttp://nandball.or.Jp/	=
通し番号	原則	審査項目	自己説明 	証憑書類
	[原則1]組織運	(1) 組織運営に関する中長期	1. 中長期戦略策定の礎となる公益財団法人日本ハンドボール協会(以下、JHA)のビジョン、ミッショ	1. 2021年度第1回理事会
	営等に関する基本	基本計画を策定し公表すること	ンを2021年2月13日の2020年度第3回理事会で決定。	審議資料「JHA行動規
	計画を策定し公表		これを達成するためにJHAの役職員全員の行動や判断の基準となる「行動規範」を策定。	範」
	すべきである		2021年6月12日開催の2021年度第1回理事会で決定。7月3日の新理事発表と併せてJHAビジョン・ミッ	2. 2021年度第2回理事会
			ションと行動規範を記者会見で発表。JHAホームページにも掲載して周知徹底を図った。	報告資料「JHAのビジョ
			2. 中期計画は2022年から2025年の4年間として改選前の役員体制から計画策定に着手。2021年6月の改	ン・ミッション・行動規
			選後の役員を交えて策定中。2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で決定し、2022年3月までに	範とその実現に向けた中
1			ホームページにて公表予定。	期計画策定状況」
			3. 中期計画策定のプロジェクトメンバーは、JHA会長をリーダーとし、関係役員・事務局メンバー、外	3. 中長期普及・マーケ
			部コンサルティングからのアドバイザーで構成。「強化」「普及・マーケティング」「育成」「組織」	ティング計画(スポーツ
			の4つの柱で策定中。	庁委託事業)
			4. 尚、組織全体の中期計画に先立ち、スポーツ庁委託事業「中央競技団体の経営力強化推進事業(戦略	4. スポーツ庁委託事業_
			的普及・マーケティングの実施)」受託のため「中長期普及マーケティング戦略」を策定。この「中長	成果報告書_要約版
			期普及マーケティング戦略」をベースに中期計画の骨子を策定予定。	
	 [原則1] 組織運	(2) 知舛軍党の強化に関する	 縦割り型の組織を改め、本部は「管理本部 「強化本部 「育成・活性本部 「普及・マーケティング	2 2021年度第2回理事会
		(),		2.2021年度第2回埕事云 報告資料「JHAのビジョ
			本品」に実材して再編了た。組織建営の強化に関する計画は中期計画と併せて2022年2月開催了たの 2021年度第4回理事会で決定し、2022年3月までにホームページで公表予定。	
	すべきである	凹で水化し五衣すること	2021年度第4回建事会で決定し、2022年3月までにホームペークで伝表了た。 各本部のリーダーとなるべき人材、専門性をサポートできる人材を2021年6月の役員改選で理事として	
	9 12 (4)		招聘し、7月3日の記者発表で公表した。	期計画策定状況」
			尚、現時点で組織運営の強化に関する人材の採用予定はない。	5. 2021年度第2回理事会
2				報告資料「日本ハンド
2				ボール協会 新ビジョ
				ン・新体制発表 記者会
				見」

				ヨ レ
審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運	(3) 財務の健全性確保に関す	予算書は前年度の2月開催の理事会で決定し、ホームページで開示している。期中の事業計画変更に合	6. 業務、財務に関する資
	営等に関する基本	る計画を策定し公表すること	わせて予算補正を行い、理事会で審議。補正予算も含めてホームページに開示している。	料
	計画を策定し公表		財務の健全性確保のために「財務に関する事業計画」は中期計画と併せて2022年2月開催予定の2021年	7. 2021年度収支予算書
	すべきである		度第4回理事会で決定し、2022年3月までにホームページで公表予定。	8. 2021年度第一次補正
				予算書
3				
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	2021年6月の理事改選により新たに就任した理事28名の内、外部理事は10名、女性理事は8名となって	9. (公財)日本ハンドボー
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を図	おり、各々の比率は35.7%と28.5%となった。	ル協会役員名簿
	るための役員等の	ること	外部理事は25%以上の目標を達成。	10. 2021年度定時評議員
	体制を整備すべき	①外部理事の目標割合(25%以	女性理事の比率が目標40%対比未達であったが、スポーツ庁支援事業の「スポーツ団体における女性役	会資料「役員候補者一
	である。	上)及び女性理事の目標割合	員の育成、マッチング支援」を活用し、ここから1名の女性理事人材を発掘し、改選前の18.5%から改	覧」
4		(40%以上)を設定するととも	善した。引き続き女性理事比率40%の達成に向けて、今後加盟団体からの理事11名(9ブロック+2連	11. 女性理事候補者公募
–		に、その達成に向けた具体的な	盟)の推薦ロジックの見直しに着手する予定。	資料
		方策を講じること	女性理事の目標割合40%については、2025年6月の役員改選での達成を目指す。	

審査項目				三丁 准 事業百
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	組織運営を確保するための役員等の	成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するととも	2021年6月の評議員改選により就任した評議員29名の内、外部評議員は2名、女性評議員は6名となっており、各々の比率は6.9%と20.7%となった。外部評議員は今までゼロであったが、今般2名の推薦を受けることができた。また、加盟団体からも女性活用を呼びかけた結果、4名(改選前1名)の推薦を受けることができた。今回の改選は従来の加盟団体からの推薦ロジックを踏襲したが、次回改選に向けて見直しに着手。次々回の改選となる2025年での外部比率、女性比率については、中期計画策定と併せて2022年2月開催の理事会で方針を決定する予定である。	ル協会役員名簿 12. 2021年度第1回理事 会報告資料「評議員の選
6	るための役員等の	構成等における多様性の確保を 図ること ③アスリート委員会を設置し、 その意見を組織運営に反映させ	2021年2月13日開催の2020年度理事会でアスリート委員会設置とアスリート委員会規程を決議。 2021年6月の役員改選を経て2021年7月3日の第2回理事会にてアスリート委員会の担当役員(栗山理事)が決定。 2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会にてアスリート委員会メンバーを確定させ、2022年度よりアスリート委員会規程に基づき活動を開始する。 事務局に元日本リーグ選手を採用済。アスリート目線で委員会事業のサポートに従事する予定。	13. アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(2) 理事会を適正な規模と し、実効性の確保を図ること	定款及び「理事会運営規程」に基づき理事会を運営中。現時点では審議事項が多く、2020年度については、定款に基づく年2回を超える年3回を定例理事会として開催した。これでも会議が長時間にわたる為、オンライン会議を前提に開催頻度を上げることを検討中。	14. 定款 15. 理事会運営規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
		仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を	定款に理事の就任時の年齢に制限を設けている。 【定款33条第5項】 理事は就任時において、その年齢が原則として70歳未満でなければならない。	14. 定款
9	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	仕組みを設けること	「役員選考細則」を見直し、2022年4月1日から運用開始予定。 尚、2021年6月の改選を以て在任期間10年を超える理事はいない。	9. (公財)日本ハンドボール協会役員名簿 16. 役員選考細則
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	員会のメンバーは評議員1名、日本リーグ加盟団体より2名、都道府県協会より2名、合計5名となって	17. 役員候補者選考委員名簿
11		(1) NF及びその役職員その他 構成員が適用対象となる法令を 遵守するために必要な規程を整 備すること		19. コンプライアンス規程 20. 就業規則
12		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ①法人の運営に関して必要とな る一般的な規程を整備している か	業務執行における権限は「決裁規程」に基づく。	21. (公財)日本ハンド ボール協会諸規程_HP開 示箇所 22. 決裁規程
13		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか		21. (公財)日本ハンド ボール協会諸規程_HP開 示箇所
14		(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関す る規程を整備しているか	職員:就業規則、役員:役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	20. 就業規則 23. 役員及び評議員の報 酬並びに費用に関する規 程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	を整備すべきであ	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整 備しているか		14. 定款 24. 経理規程
16		規程を整備すること		25. 登録規程 26. 登録規程細則 27. 契約処理規程、同要領 28. 肖像規程 29. コミュニケーショ ン・ロゴマークの使用規
17		的な選考に関する規程その他選 手の権利保護に関する規程を整	その他権利関係:肖像規程、登録規程などを整備済み 代表選手の選考に関する規程の制定・変更は理事会で決定される。現行のナショナルチーム監督、コー	30. ナショナルチーム監督、コーチ、プレーヤー
18	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。		公認審判員規程を整備済み 全国大会の審判員の派遣は年度開始前に審判委員会で決定し、変更がある場合は審判長が調整する。	31. 公認審判員規程
19		弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確	法務は敬和綜合法律事務所(河本弁護士、松下弁護士)、会計は保森会計事務所(横山会計士)、税務は今井税理士事務所(今井税理士)、労務は根野事務所(根野社労士)、司法書士・行政書士は和田事務所(和田司法書士・行政書士)を起用中。 事務局職員は契約書の締結においては必ず稟議前に弁護士にリーガルチェックを行うこととするなどの指導を行い、日常業務において上記専門家と接点を持っている。	32. 外部専門家連絡先

審査項目			TOMORDIANO SELEBE IOMO SEL	
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則4] コンプ	(1) コンプライアンス委員会	コンプライアンス委員会を設置済み。委員は会長、専務理事、高野常務理事、 福島常務理事、工藤常	9. (公財)日本ハンドボー
	ライアンス委員会	を設置し運営すること	 務理事、石井理事(女性)、藤村理事、北中理事。コンプアイアンス委員会を開催し、都度課題への対	ル協会役員名簿
	を設置すべきであ		処を検討している。	
	る。		コンプライアンス委員会の役割や権限事項についてはコンプライアンス規程に定めているが、コンプラ	
20			イアンス委員会の定例開催については規程されていない。2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会	
			にてコンプライアンス規程を見直し予定。	
		(O) - \ - \ - \ - \ - \ - \ - \ - \ - \ -		
	[原則4] コンプ		コンプライアンス委員会の委員に弁護士有資格者はいないが、調査、処分検討事案には敬和綜合法律事業には敬和において、本書の書きまたののでは、本書の書きまたの経験者(本教理書)が会	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			務所弁護士に都度相談しながら対応中。企業でのコンプライアンス事案対応の経験者(専務理事)が6	
21		士、字誠栓駛省寺の有誠者を配 置すること	月から委員に就任。2022年2月の理事会にてコンプライアンス委員の見直しを実施し、弁護士を委員に 選任する予定。	32. 外部専门家連絡先
21	3。	旦 9 ること	送住する予止。	
	[原則5]コンプ	 (1) NF役職員向けのコンプラ	 理事、事務局職員に対してはJOCアプリを活用したコンプライアンス自主学習を推奨中。	33. 2020年度第2回理事
				会報告資料「コンプライ
	ための教育を実施		点 と題した研修を実施。	アンス研修2020年オリ
	すべきである		2021年3月18日から5月31日の間で、理事・事務局職員を対象にeラーニングによるコンプライアンス	パラ大会直前の注意点」
				34. 2021年度第1回理事
				会報告資料「コンプライ
				アンス オンライン研
				修」
22				

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	ための教育を実施すべきである	ンプライアンス教育を実施すること	3. 指導者資格義務化を2021年度より開始(移行期間3年、2024年完全実施)。これにより指導者は JSPO公認スポーツ指導者資格取得の際に講習会の中で必ずスポーツインテグリティ講義を受講することとなる。(公認指導者資格取得のガイドラインをホームページ等で周知徹底)また、新会員登録システム(マイハンドボール)に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修の実装を検討中。(役職員向けで試行実施)	グリティ教育推進体制届 出書 36. 2021年度NFインテ グリティ教育推進計画書 37. 公認指導者資格取得 のガイドライン 38. 日本代表としての行 動規範 39. 公認スポーツ指導者 資格ハンドボールコーチ 40. スポーツインテグリ ティ講義資料 34. 2021年度第1回理事 会報告資料「コンプライ アンス オンライン研
24	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	アンス教育を実施すること	各種審判員向け研修にてガバナンス、コンプライアンスに関する講義を実施。 (2020年度はレフェリーアカデミーを10回開催:8/2、9/13、9/27、10/17、11/1、11/22、12/12、12/19、1/16) また、新会員登録ステム(マイハンドボール)に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修の実装を検討中。(役職員向けで試行実施)	41. 全国審判長研修会およびテクニカルオフィシャル研修会資料 34. 2021年度第1回理事会報告資料「コンプライアンス オンライン研修」
25		門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築する こと	法務は敬和綜合法律事務所(河本弁護士、松下弁護士)、会計は保森会計事務所(横山会計士)、税務 は今井税理士事務所(今井税理士)、労務は根野事務所(根野社労士)、司法書士・行政書士は和田事 務所(和田司法書士・行政書士)を起用中。 契約書の締結においては必ず稟議前に弁護士にリーガルチェックを行うこと、会計処理に困った時は税 理士・会計士に相談することの指導を行っており、事務局員は日常業務において上記専門家と接点を 持っている。	32. 外部専門家連絡先

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26			定款第3章 「財務及び会計」にて適正な財産の管理・運用、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算につき規定している。また経理規程にて適正な会計処理につき定めている。金融機関出身の事務局長を中心に、企業財務の経験者を担当者に配置し財務会計処理を行う体制をとっている。 監事は、長きにわたり総務本部長として決算・財務を担当した大橋則一氏と、ガバナンスに精通している弁護士の松本泰介氏が新たに就任した。	24. 経理規程 22. 決裁規程
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである		定款第3章「財務及び会計」第11条「公益目的取得財産残額の算定」にて公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づく運用を規定。また、助成金使用に関する法令・ガイドラインを遵守して組織運営を行っている。	
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。		定款第3章「財務及び会計」第10条「事業報告及び決算」において情報公開につき規定している。同規 定に基づき事業計画書、事業報告書、予算書、決算書を協会ホームページにて開示中。	6. 業務、財務に関する資料 14. 定款

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	(水 只)	一般且 與日	日本記憶	正心音块
	[原則7]適切な	(2) 法令に基づく開示以外の	①ナショナルチーム監督・コーチ・プレイヤー等の選考に関する規程を協会ホームページで開示中。選	30. ナショナルチーム監
	情報開示を行うべ	情報開示も主体的に行うこと	考された選手については協会ホームページで開示中。	督、コーチ、プレーヤー
	きである。	① 選手選考基準を含む選手選		等の選考に関する規程
		考に関する情報を開示すること		42. 日本代表開示情報
				_HP開示箇所
29				
	[原則7]適切な		②「ガバナンス遵守状況の自己説明」を協会ホームページで開示中。その他、定款、諸規程など、ガバ	
			ナンスに関わるルール、運用方針なども同様に協会ホームページで開示中。 	ボール協会諸規程_HP開
20	きである。	② ガバナンスコードの遵守状		示箇所
30		況に関する情報等を開示するこ		43. ガバナンスコード
		2		_HP開示箇所
	[原則8]利益相	 (1) 役職員、選手、指導者等	 定款第6章「役員」第36条「取引の制限」において協会役員の利益相反取引に関する制限を規定してい	14. 定款
	反を適切に管理す	の関連当事者とNFとの間に生	 る。選手、指導者の利益相反取引についての規程を2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で整備	19. コンプライアンス規
	べきである	じ得る利益相反を適切に管理す	予定。	程
		ること		
31				

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相 反を適切に管理す べきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で制定予定。	なし
33	[原則9]通報制度を構築すべきである		通報・相談窓口を協会内、協会外に設置中。通報ルートは、協会ホームページに「内部通報制度運用規程」として開示して周知している。 内部通報制度運用規程において、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意 義務をもってこれを適切に保管管理すること、通報者の保護を定めている。 選手、審判、指導者、団体役員向けのコンプライアンス研修を2022年度から計画的に実施し、通報制度の運用体制を周知徹底していく予定。	程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	弁護士、公認会計士、学識経験	協会内通報ルートには協会が起用する弁護士事務所(敬和綜合法律事務所)を、協会外ルートには第3者の弁護士事務所(東京六本木法律特許事務所)を起用中。 事実確認のため専門的な対応が必要な場合は、敬和綜合法律事務所より弁護士の紹介を受けて対応している。	程
35		為、処分対象者、処分の内容及 び処分に至るまでの 手続を定 め、周知すること	協会の「登録者倫理規程」、「懲罰規程」にて禁止行為、処分対象者を定めている。 両規程は協会ホームページにて開示して周知している。 弁明の機会を設けることはコンプライアンス規程で定めている。 処分の内容及び処分に至るまでの手続きについてはコンプライアンス規程第6章(処罰)で定めている。 「登録者倫理規程」「懲罰規程」「コンプライアンス規程」についてが制定時期が異なるため重複する 内容が含まれているため、関係性を整理予定。	19. コンプライアンス規程 21. (公財)日本ハンドボール協会諸規程_HP開示箇所 45. 登録者倫理規程 46. 懲罰規程

審査項目				ヨ <i>ン</i> ソ
通し番号	原則	審査項目	自己説明	<mark>証憑書類</mark>
36	[原則10] 懲罰制 度を構築すべきで ある	立性及び専門性を有すること	選手、指導者、登録、審判員に対する違反、競技中の違反については登録者倫理規程及び懲罰規程に処分を規定している。法令等違反行為の事案は、倫理委員会規程第2条第2項記載の通り、倫理委員会に答申を求めることとしている。倫理委員会委員は、野呂副会長(法人経営者)、三輪常務理事(大学教授)、山本理事(法人役員)の有識者が委員となっている。	46. 懲罰規程
37	紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組	ついて、公益財団法人日本ス	懲罰規程第12条で、処分につき不服の際の仲裁機構利用を規定している。今後コンプライアンス規程、登録者倫理規定についても仲裁機構利用に関する自動応諾条項を定めとともに、2022年3月開催予定の2021年度第4回理事会を目途に関連する規程を整理する予定。	46. 懲罰規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	能であることを処分対象者に通	今後処分事案が発生した場合には、スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する。また、その内容を各規程に織り込む方針。	なし
39	理及び不祥事対応	制を事前に構築し、危機管理マ	2018年8月に危機管理部会を設置。部会メンバーは会長、副会長、専務理事、総務担当常務理事、広報担当常務理事、地方担当常務理事、事務局長。この体制を明確化する規程を2022年2月の理事会で整備予定。 危機管理マニュアル(不祥事対応、外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含む)は2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で制定し、2022年4月より運用を予定。	

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	734,73	H = XI		HE OF E AV
40				
41	理及び不祥事対応 体制を構築すべき である。	として外部調査委員会を設置す る場合、当該調査委員会は、独		程 48. 第三者委員会調査報

審査項目				
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則13]地方組	(1) 加盟規程の整備等により	「加盟団体規程」にて協会との権限を明確化、地方組織の運営、業務執行に関する報告を受けることが	50. 加盟団体規程
	織等に対するガバ	地方組織等との間の権限関係を	規定されている。不適切事案が生じた地方協会に対し再建支援を実施した事例あり。	51. 地方協会訪問報告書
	ナンスの確保、コ	明確にするとともに、地方組織		(2020年5月16日常務理
	ンプライアンスの	等の組織運営及び業務執行につ		事会資料)
42	強化等に係る指	いて適切な指導、助言及び支援		
72	導、助言及び支援	を行うこと		
	を行うべきであ			
	る。			
	「医則12〕 地子如	(2) 北十级做签页图岗表与社	「加明国体担和」第10名「人国理市長会議えの体」の担和もり、 切合からのは起担供や金貝が挽びべた	50 加明四件担犯
		(2) 地方組織等の運営者に対		
			る会議体を招集することができる。2018年全国理事長会にてJSCより講師を招き加盟団体理事長向けに	
	ファスの唯床、コ ンプライアンスの	による支援を行うこと	インテグリティ研修(JSC桶谷講師)を実施した。 2020年度の全国理事長会議は、2020年10月3日と2021年2月14日にリモートで開催された。	(JSC桶谷講師)資料
	強化等に係る指		2020年度の主国垤事攻云誐は、2020年10月3日と2021年2月14日にケモードで開催された。 	
	導、助言及び支援			
42	を行うべきであ			
43	る。			